

議第 44 号

下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設条例の一部を改正する条例について

下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設である下呂市馬瀬農林水産加工施設について、当初の設置目的の達成により施設の解体撤去が決定されたことに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設条例の一部を改正する条例

下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設条例（平成17年下呂市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="204 654 743 1236"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>下呂市南飛騨けんこう工房 ただし、農畜産物処理加工施設、森林活用施設及び高品質堆肥製造施設の総称とする。</td><td>下呂市萩原町四美1332番地1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	下呂市南飛騨けんこう工房 ただし、農畜産物処理加工施設、森林活用施設及び高品質堆肥製造施設の総称とする。	下呂市萩原町四美1332番地1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="849 654 1388 1236"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>下呂市南飛騨けんこう工房 ただし、農畜産物処理加工施設、森林活用施設及び高品質堆肥製造施設の総称とする。</td><td>下呂市萩原町四美1332番地1</td></tr><tr><td><u>下呂市馬瀬農林水産加工施設</u></td><td><u>下呂市馬瀬数河1280番地</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	下呂市南飛騨けんこう工房 ただし、農畜産物処理加工施設、森林活用施設及び高品質堆肥製造施設の総称とする。	下呂市萩原町四美1332番地1	<u>下呂市馬瀬農林水産加工施設</u>	<u>下呂市馬瀬数河1280番地</u>
名称	位置										
下呂市南飛騨けんこう工房 ただし、農畜産物処理加工施設、森林活用施設及び高品質堆肥製造施設の総称とする。	下呂市萩原町四美1332番地1										
名称	位置										
下呂市南飛騨けんこう工房 ただし、農畜産物処理加工施設、森林活用施設及び高品質堆肥製造施設の総称とする。	下呂市萩原町四美1332番地1										
<u>下呂市馬瀬農林水産加工施設</u>	<u>下呂市馬瀬数河1280番地</u>										

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設である下呂市馬瀬農林水産加工施設について、当初の設置目的の達成により施設の解体撤去が決定されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市馬瀬農林水産加工施設を下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設から除外します。

(第2条関係)

(2) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則関係)